

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

第1 株主総会決議取消しの訴えについて。 27点

1. 本件においてXは、本件決議の決議方法が会社法(以下、法典名省略)106条に反する違法があると主張する。その上で、本件決議につき決議取消しの訴え(83条1項1号)を行うとしているが、この訴えは商法か民法かを認めらるか。
- 2(1) XはY社の株主(83条1項第1号)である。
- (2) また、83条1項の訴えは問題となる株主総会決議がなされた日から3ヶ月以内に提起しなければならない(83条1項第2号)。本来本件決議は平成29年6月4日24日に行われており、Xの訴えは同年8月1日に提起されている。したがって、83条1項第2号の定める出訴期間は遵守されている。
- 3(1) 本件においては、CがBから相続したY社株式200株の扱いが問題となる。これは前記株式をDと共に相続しているため、Y社株式に関するCとDの所有関係がまず問題となる。
- (2) この点につき、株式には剰余金配当等の根拠となる自益権のみならず、議決権を行使し会社経営に参画する等の共益権が含まれている。そのため、株式は単純な可分債権とすることはできない。
- したがって、CとDは、Bからの相続により、準Y社株式を準共有(民法898条)したものと見なされる。
- 4(1) Cは、Bから相続した株式を準共有していることから、株主の権利を行使するにあたっては106条の規律に準用する。では、本件において、CのY社株式の取扱いに106条に反する違法があるか。
- (2) 準株式共有者が株主権を行使するためには、権利行使者を1人定めなければならない(106条本文)。
- 本問において、準共有者CとDの間で本件議案に対する

- 意見が割れたため、Y社株式の行使主体をどちらにするかという合意は成立していない。
- イ ちと、常に共有者間で合意が成立しなければならぬとしたら、合意は持分の大きい共有者であるXと共有者間での合意が成立しない限り、いかに共有持分の大きい共有者であっても自らの権利が行使できないということになる。ここでは、共有者の権利が十分に守られているとはいえない。
- この点につき、議決権行使等の共益権^(行使)の行使により会社経営に参画し、会社の価値を維持向上させるため、自らの財産である株式の価値を維持向上させている点で、管理行為(民法252条本文)であるといえる。したがって、共益権行使においては共有者間の合意がなくても、民法252条本文に則り、共有者の持分価格の過半数^(過半数)を有する者がその権利行使を行ってもかまわないものと解する。
- この論点は、株式の準共有者間における権利行使者の決定方法についての論点です。つまり、共有持分の過半数による多数決で、権利行使者を決定できるという規範が正確な規範です。
- ウ 本件においても、CとDの持分割合が50対50であり、Cだけで共有持分の過半数を超えない。したがって、Dの合意なく200株の株主権を行使することは許されない。
- 「権利行使者と認めることはできない」と結論付けてください。
- エ ③ア もっとも、会社間との関係につき106条ただし書きは、「株式会社が当該権利を行使することに同意した場合」、株主権の行使が有効なものとして認めらる旨を規定する。本問において、Y社代表取締役AはCが200株を行使することに同意を与えているため、Cの株主権行使は有効なものというまいか。
- イ 106条ただし書きの趣旨は、会社に事務処理上の便宜を与えるものである。
- よって、勝手に権利を行使した側に、当該行使をしたことにより権利侵害が生じたといえ、また当該行使が違法な合意に依ったものでないことを会社側

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

が失っており、失った上で行使を認めたことにつき不当な目的があるといえる場合には、会社に対し便宜を保障する必要性がないといえる。
自分なりに規範を定立しており、大変好印象です。
 ※最高裁平成27年2月19日判決を読んでおくことをお勧めします。

5 本問において、他共有者DはXの解任に反対しており、Cの共有者株主権行使により自らの権利を制約されたといえるため、Dに権利侵害がある。

また、AはXの解任に役に立つと思い、1から認めないよう連絡が来ていたにもかかわらずCに行使を認めていることから、会社側に悪意及び不当目的が認められる。

10 5 以上より、本件議決においては、Cの株議決権の行使につき106条違反があったことから、831条1項1号の事件が認められるといえる。
「決議方法の法令違反」があったということまで認定してください。

15 第2 裁量棄却。 5点

1 他にも、本件決議の瑕疵が重大でない場合、裁量棄却(831条2項)の対象になる。

本件において、Cの議決権がなくても、A本多件決議は過半数の賛成を得て成立していた(309条1項)こと、Cの発言は12時限の討議の中であり大きな影響を与えていないことに照らせば、本件決議の瑕疵は重大でない。
問題文には、「どの程度の影響を与えたのか明らかではない」と書いてあるので、勝手に「大きな影響を与えていない」と認定することは避けてください。事実を勝手に変更することは、大きなミスにつながりかねません。

2 以上で裁量棄却の対象となり、Xの請求は認められず。

裁量棄却の部分は、残念ながらあまり点が付きませんでした。
 Cに総会への参加資格があったか、参加資格があったとして、Cは積極的に発言を行っており、また採決の場にも積極的な差がついているとまでは言えない状況であることをどう評価するのかを書いてほしかったです。

25

①答案作成お疲れさまでした。大変基本的な問題でしたが、基本的な問題ほど差がつくものです。さんの答案は、基本を踏まえた大変良い答案でした。

②まず、全体的に流れるように読めました。基礎的事項の理解が十分に伝わる答案でした。

③特に設問1については、ほとんど指摘することがなかったように思います。

④設問2については、Cの参加の可否に気づけたかどうかPointになりますが、これに気付くのは難しかったと思います。株式でない者が参加した株主総会について裁量棄却を認めた判例を思い出せば書けたかもしれません。

⑤全体的によくかけていましたので、この調子で頑張ってください。応援してます。

5 添削 塚本

10

15

20

25

30

さんの答案は、基本を踏まえた大変良い答案でした。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)
35点
A

問題を解くときは、
当事者の主張と反論
から、争点を把握し
て、その争点に絞っ
て回答してくださ
い。本件では、問題
文の9の事実から、Y
は株主名簿の記載
云々について争う姿
勢でないことは明ら
かだと思います。

20点

自益権だけでなく共益権

1 ページ
裏面へ

1. 本件決議について、いかなる段、断があるか。
2. 本件決議は、株主名簿に記載されているYが、株主名簿の記載を正すために、会社に対して、株式の譲渡を請求するものである(会社法以下40条)(30条(項))。
3. 相違点に承認取得したC.D.は、株主名簿の記載を請求し、記載されたいと主張し、Y社に訴えたい。
4. 本件では、株主名簿の記載が正しくない等の事情はない。名簿に記載されてはいないC.D.が株主として訴えることができる。
5. (30条(項))「株式を交付し、登記し、これを行使する権利を行使する者は、株主(更迭を図るため)のものとして認められ、会社は自己の責任において、記載を正すことを株主に請求することができる」とある。
6. (1) 次に、Bが取得したY社の株式200株は、本件決議により、C.D.に引き継がれた。Y社は、譲渡を完了している(民法889条26条)の。なぜ、準共有となるのか、理由を必ず一言書いてください。例：株式は、自益権だけでなく共益権も含むため、可分債権ではない。
7. (2) 株式の共有とあることは、権利行使に当たって、各株主に通知しなければならない(106条本文)とある。また、権利行使を定めておらず、譲渡後、権利行使を受けるから、権利行使を定めておかなければならない。XとYは、権利行使をどうするかに定めておらず、問題とする。
8. 譲渡後、権利行使は、自益権による利益を享受するためのものであるから、管理権の行使に当たって、XとYは、譲渡後、管理権の行使が、Y社の共有の規定に従い、XとYは、共有の権利行使を定めるべきである(民法26条本文、27条本文)。
9. (1) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。

1. 決議は、Y社の意思で、本件決議において、決議権を行使しているため、Y社は、権利行使を定めておらず、譲渡後、権利行使を受けるから、権利行使を定めておかなければならない。XとYは、権利行使をどうするかに定めておらず、問題とする。
2. (1) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
3. (2) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
4. (3) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
5. (4) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
6. (5) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
7. (6) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
8. (7) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
9. (8) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
10. (9) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
11. (10) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
12. (11) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
13. (12) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
14. (13) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
15. (14) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
16. (15) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
17. (16) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
18. (17) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
19. (18) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
20. (19) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
21. (20) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
22. (21) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
23. (22) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
24. (23) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
25. (24) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
26. (25) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
27. (26) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
28. (27) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
29. (28) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。
30. (29) また、C.D.は、株式の過半数により、権利行使を定めたいと主張する。Y社は、XとYは、共有の権利行使を定めたいと主張する。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

平成27年判例の考え方をよく理解できていると思います。

15点

(1)は何を言わんとしてるのか理解できませんでした。

(2)は決議方法の法令違反があったことをただ書いているだけで、重大性などどうつながるのか不明です。

と読みますか？

2 ページ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

5

10

15

20

25

30

なぜ、298条2項が出てきたのかは不明ですが、参加の可否についての論点に気づいた点は素晴らしいです。

重大性の検討はどこでなされているのでしょうか？参加の可否に気づけたのは良いですが、どの要件との関係で検討しているのか不明です。

このように、XはAの権利を侵害する。XはAの権利を侵害する。XはAの権利を侵害する。

5

10

15

20

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)
31点 B

1. 訴訟要件充足性

Xは、本件決議から1か月後(「三箇月以内」)に、Y社「株主」の資格において、Y社に対し、株主総会決議取消しの訴えを提起している。したがって、出訴期間及び原告適格(会社法(以下、「会」とい)831条1項柱書)、被告適格(会834条1号)といった訴訟要件を充足する。

2. 実体法上の主張において、Xは、本件決議におい

て、BからC・Dが相続したY社株式200株(以下、「本件株式」とい)についてのCの議決権行使は民法(以下、「民」)252条本文に反し、違法となり、これが本件決議の違法事取消事由(決議方法の法令違反)となり、その上、本件、会831条1号)となり、その上、本件の事情の下では裁量棄却(会832条)も認められ、本件決議は取消されるべきである、と主張することになる。

以下、この主張の当否につき、検討する。

3. 取消事由の有無 (共同)

(1) Bの死亡により、C・Dは本件株式を相続している(民882条、896条本文)。共同相続人は、可分な相続財産以外の相続財産を共同相続分に応じて共有することになる(民899条、249条)。株式は、可分な財産ではないから、本件株式もC・Dによつて、(準)共有される(問題文中にあるように、持株比率は1:1である、会249条)。

(2) このように(準)共有される株式の議

(2) Cは、本件決議における、本件株式に基づく議決権行使につき、Dの同意を得ることなく、また、本件株式について議決権行使者の指定・通知(会106条本文)をすることなく、議決権を行使しているが、違法な権利行使ではない。

ページ
裏面へ

(3) の冒頭で、権利行使者の指定方法につき論じる必要があれば、何を述べているのか予断できません。
(3) まず、(準)共有株式に基づく権利行使につき、共有者全員の同意を必須としては、会社運営に支障を来するため、妥当ではない。また、上記権利行使は、株式の消滅と変更するのではないから、(準)共有株式の変更行為(民251条)ではなく、管理行為(民252条本文)の性質を有する。故に、上記権利行使は、共有者の過半数の同意を必要とする。ところが、Dの同意を得ていない本件権利行使は、共有持分の5割の同意しかなく、過半数の同意がない。したがって、Cを権利行使者と認めることはできない。という結論を書いてください。

(4) もっとも、Y社は、Cの上記権利行使を認めておける。

このことと理由に、Cの権利行使を適法ということはいえない。会106条但書の会社の「同意」の性質が問題となる。

会106条本文は、民264条の「特別の定め」として、民252条本文の持分の過半数の同意に加え、権利行使者の指定・通知を要する。準共有株式の権利行使の要件を加える規定である。このこと、会106条の文理から、会106条但書の会社の「同意」は、同本文の加重要件のみを免除する性質のものと解すべきである。

したがって、会社の「同意」があつて、準共有株式の権利行使には、共有者の持分の過半数の同意は必要となる。おなじ、Y社の同意がある本件において、Cの権利行使は、Dの同意(共有持分の過半数の同意)を得ていない点で、民252条本文に反し、違法である。民法に反するのではなく、106条に反することを指摘してください。

(5) 上記違法は、決議方法の法令違反として、本件決議の取消事由となる(会831条1項1号)。

4. 裁量棄却の余地

(1) Y社は、本件決議の瑕疵が著しく重大なものであるとして、裁量棄却(会832条2項)を求め、本件で裁量棄却の余地はあるか。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

2ページ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

--

(2) 裁量棄却は、~~(A)~~ (B) 違反事実が重大でなく、かつ、
(B) 決議に影響を及ぼさないものと認められるときは、可能となる。

(3) 一般に、誰に株主としての地位を認められるかは、株主総会決議における重大事項というべきである。したがって、株主としての権利行使ができるもの程に、議決権行使を認められることは、類型的に違反事実の重大性が認められる。故に、本件では、違反事実の重大性が認められる(②不充足)。

(4) たしかに、本件決議において、賛成議決権と反対議決権の差が~~相当数~~未満であったことからすれば、本件株式(20株)に基づく議決権行使の影響は少なうとも思える。

しかし、本件議案には、正味10分間以上にわたる討論のち採決が行われており、相当数の浮動票があったものと思われる。また、Y社株主が20人程度で、Y社発行済株式総数が5000株であったことからすれば、2人程度が反対に票を投じていれば決議が覆った可能性がある。さらに、Cは*討論において~~賛同~~を行っており、これから上記浮動票の行方に影響を与えた可能性は十分にある。~~(なお、これは議決権行使に必要以上、本来は賛同でよい。)~~

以上から、Cに議決権を認めれば違反が、本件決議に影響を及ぼさないとは認められない(②不充足)。

(5) よって、裁量棄却の余地はない。

Cが株主総会に出席した点も検討が必要でした。

「相当数の浮動票があった」とか、「2人程度が反対に票を投じていれば結論が覆った可能性がある」というのは少々読み込みすぎ(想像を書いている)だと思いますが、自分なりに検討しようとしている姿勢は高印象です。

なぜ、議決権行使できないかを理由をつけて論証してほしい。

3 ページ

裏面へ

5. 以上から、Xの請求は認容される。

以上

①答案作成お疲れさまでした。

②全体的によくかいていたと思います。

③最新判例をよく勉強し、理解している姿勢が伝わり、大変好印象でした。

④ただ、答案の書き方の問題ですが、何を意識して論証しているのか、読み手に分かりやすいように書いてください。そうであれば、「本当にこの人は理解して書いているのかな?ただ、知っていることを書こうとしているだけではないのかな?」という印象を受けてしまいます。

⑤裁量棄却の箇所は、他の方と比較してもよくご自分なりに検討されていてよかったと思います。

このまま、頑張ってください。応援しています。

添削 塚本

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

4 ページ